

人間総合科学研究科スポーツ医学専攻の教育目標と履修方法

〔教育目標〕

本専攻は、既成の分野では包括できない広範囲なカリキュラム、スポーツ医・科学に関する諸科学を基盤として、スポーツ選手の健康管理やコンディショニング、スポーツ傷害の予防・治療・リハビリテーション、生活習慣病の予防と運動療法等に関し、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基盤となる豊かな学識を養う。さらに、将来必要とされる高度な資格の取得およびその指導者として不可欠な能力を有する高度専門職業人を養成する。

〔履修方法〕

1. 3年次終了までに必修科目であるスポーツ医学概論ⅠおよびⅡ（それぞれ1単位）、計2単位を履修すること。
2. 上記以外は、研究論文の作成に専念する。ただし、論文作成と関連した授業科目を履修することはできる。

学位論文の提出に関する手続き

課程博士の取り扱い

1 資格

課程博士の学位申請者は次に該当する者とする。

1年以上在籍を予定し、スポーツ医学専攻が定める所定2単位を取得あるいは取得見込みで、在学中に学位審査が終了する見込みである者

2 学位申請の条件

- (1) 学位申請に当たって申請者は、スポーツ医学専攻が定める申請基準を満たしていなければならない。
- (2) 学位申請論文は、スポーツ医学専攻の定める予備審査に合格しなければならない。

3 予備審査

- (1) 指導教員は専攻長に予備審査を申請する。
- (2) 専攻長は申請論文に関する予備審査会を構成する。
- (3) 予備審査会は申請者の学位論文提出の可否を決定する。

- (4) 予備審査会において提出可の決定を得た場合には、専攻長は予備審査会の意見を聞いて論文審査委員会の主査と副査の候補者を決め、予備審査会の結論を研究科運営委員会に報告する。

4 学位論文の提出と受理

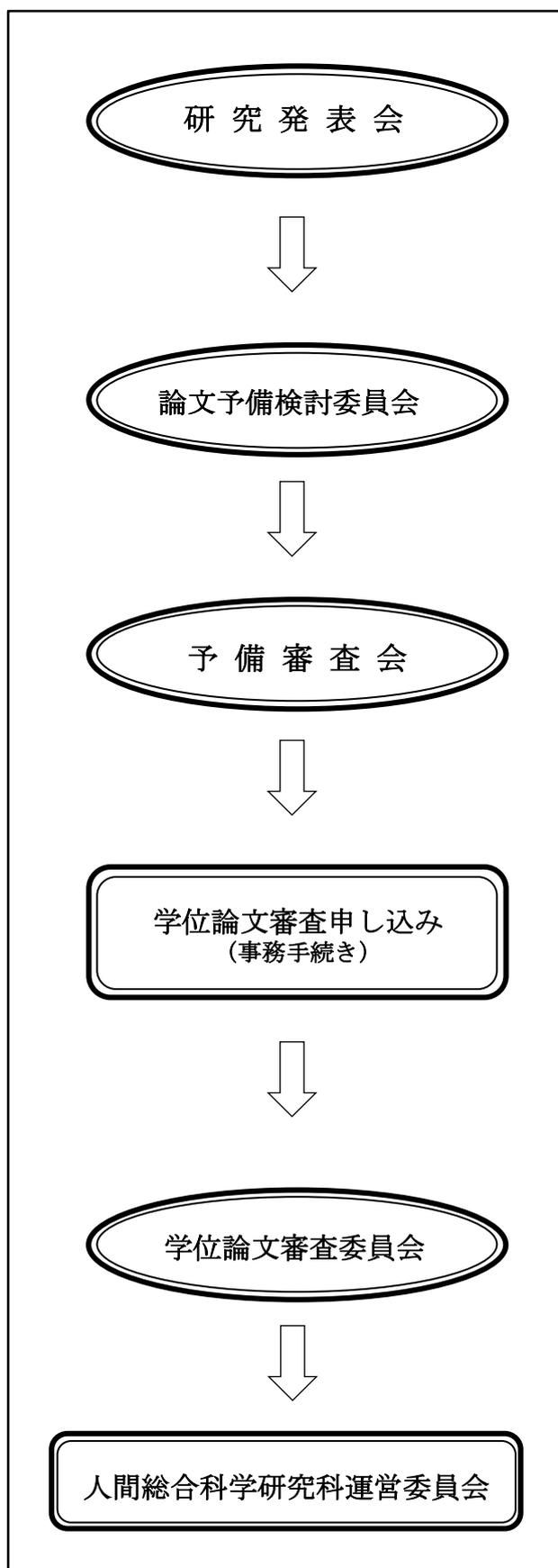
- (1) 申請者は学位申請論文（5部）及び必要書類（筑波大学学位規程第5条による）を人間総合科学研究科事務室に提出する。
- (2) 研究科運営委員会は、専攻長より予備審査結果の報告等に基づいて提出された学位申請論文の受理について審議する。受理日は運営委員会開催日とする。
- (3) 研究科運営委員会は受理された学位申請論文の論文審査委員会を設置する。設置日は運営委員会開催日とする。

5 論文審査委員会

- (1) 論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査からなる。
- ①主査はスポーツ医学専攻における指導教員以外の研究指導担当教員とする。
- ②副査のうち少なくとも一人はスポーツ医学専攻以外から選出されるものとする。

- (2) 主査は論文審査委員会を開催し、申請者に論文概要の説明を求め、それに対する論文審査委員による質疑応答を実施する。論文審査委員会は原則として公開とする。
- (3) 論文審査委員会は、申請者の単位取得の確認を行い、論文評価及び結論の作成を行う。
- (4) 主査は論文審査会終了後3ヶ月以内に学位論文審査結果報告書を専攻長を通じて研究科運営委員会に提出する。
- (5) 研究科運営委員会において専攻長から審査結果報告書に基づき、申請者の学位授与の可否について審議する。

人間総合科学研究科スポーツ医学専攻学位論文（課程博士）審査手順



1. 研究発表会
 - ・公開／1年次1学期開催
 - ・副指導教員2名の決定
2. 論文予備検討委員会
 - ・学位申請基準（標準年限で修了する場合）
 - ・著書（単著）あるいは原著論文2編以上（うち2編は筆頭著者であること）を原則とする。
 - ・大学院学則第44条第2項の適用について（早期修了）
 - ・著書（単著）あるいは原著論文2編以上（うち2編は筆頭著者であること）を原則とする。更にこれらの研究業績を査読した予備検討委員会が「大学院学則第44条第2項」を適用するにふさわしい優れた業績を挙げた者として認めた場合。
3. 予備審査会
 - ・原則公開
 - ・仮製本論文の事前提出（主査・副査宛）

○専攻教育会議の承認
4. 学位論文審査申し込み（事務手続き）
 - ・受付日：日程注意
 - ・博士論文提出（審査委員数／仮製本可）
 - ・書類一式（論文概要、論文目録、履歴書等）

○他専攻副査の決定
5. 学位論文審査委員会
 - ・原則公開／日程注意

○専攻教育会議の承認

○審査報告書の提出（主査：人間総合科学研究科運営委員会開催前までに）
6. 人間総合科学研究科運営委員会
 - ・審査結果報告書にもとづき、学位授与の可否について審議

○専攻教育会議の承認

○公表用学位論文（CD）2枚

○博士号（スポーツ医学あるいは学術）取得へ